



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 日本商業開発株式会社

代表者名 代表取締役社長 松岡 哲也

(コード番号 3252 名)

問合せ先責任者 取締役財務・経理本部長 入江 賢治

(TEL 06-4706-7501)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 9 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 3 項、第 13 条)
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- (2) インターネットの普及を鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう変更案第 14 条(参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (3) 今後機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする変更案第 37 条(自己株式の取得)を新設するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更、条項の削除、字句の修正を行うものであります。(第 8 条第 2 項、第 9 条)

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以 上

【別紙】

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u> <u>は、取締役会の決議により選定し、これを</u> <u>公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。</u> <u>以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約</u> <u>権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所</u> <u>に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及</u> <u>び新株予約権原簿への記載又は記録、その</u> <u>他株式並びに新株予約権に関する事務は、</u> <u>株主名簿管理人に取扱わせ、当社におい</u> <u>てはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する<u>手続き及び手</u> <u>数料は、法令又は本定款のほか、取締</u> <u>役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する<u>取扱い</u>は、取締 役会において定める株式取扱規程によ る。</p>
<p>第10条 ┆ (条文省略)</p>	<p>第9条 ┆ (現行どおり)</p>
<p>第12条</p>	<p>第11条</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、当社の議決権を有する他の株主 1名を代理人として、<u>その議決権を行</u> <u>使することができる。</u></p> <p><u>2. 前項の場合は、株主又は代理人は代理権</u> <u>を証明する書面を、株主総会ごとに当社</u> <u>に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当社の議決権を有する他の 株主1名を代理人としてその議決権を行 使することができる。<u>この場合、株主又</u> <u>は代理人は代理権を証明する書面を当</u> <u>社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 13 条 (現行どおり)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第 14 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>
<p>第 15 条 ┆ (条文省略)</p> <p>第 36 条 (新設)</p>	<p>第 15 条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第 36 条 <u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第 37 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p>
<p>第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行どおり)</p>

以 上